

○周南市農業委員会の委員等の活動の報告に関する要綱

令和3年9月10日農委要綱第3号

周南市農業委員会の委員等の活動の報告に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、周南市農業委員会（以下「委員会」という。）が、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第6条に定める委員会の所掌事務を効果的に進めるとともに、同法第32条に定める委員会の総会の公開の趣旨に則り委員会の委員（以下「農業委員」という。）及び農地利用最適化推進委員（以下これらを「委員等」という。）の活動の透明化を図るために、委員等がその活動の実績を委員会の会長（以下「会長」という。）に報告することについて、必要な事項を定めるものとする。

(活動記録簿)

第2条 周南市農業委員会の委員等の能率給の支給に関する規則（平成30年周南市規則第5号の2）第4条に規定する委員会が別に定める農業委員会活動記録簿は、別記様式のとおりとする。

- 2 委員等は、日々の活動の結果を記録するため、活動をした日ごとに、かつ、活動ごとに農業委員会活動記録簿（以下「活動記録簿」という。）を作成しなければならない。
- 3 委員等は、4月から2月までの月分は翌月の委員会の総会の開催日までに、3月の月分は3月末日までに、前項の作成した活動記録簿を会長に提出しなければならない。
- 4 委員等は、活動をしなかったため活動記録簿を提出しないときは、その旨を委員会の事務局（以下「事務局」という。）に報告しなければならない。
- 5 事務局は、第3項の規定により提出された活動記録簿を月ごとに集計し、委員等の活動状況の公表を進めるものとする。

(その他)

第3条 この要綱の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和4年3月23日農委要綱第6号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別記様式（第2条関係。農業委員会活動記録簿）の様式は、農業委員会による最適化活動の推進等について（令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）別紙様式2（農業委員会活動記録簿）に、必要な修正を加え準用する。